可搬形発電機定期点検・証票取扱い規則

（目的）

第　1条　可搬形発電機整備技術者資格制度に関する規程（２０２１年4月1　日施行、以下可発規程という）に基づき、可搬形発電機整備技術者（以下、可発整備技術者という）が実施する定期点検及び定期点検済証票の適正な運用をするための規則（以下、本規則という）を定め、もって可搬形発電機の定期点検の推進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。

(1)　可搬形発電機定期点検済証票

一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下、本協会という）認定の可発整備技術者が１０ｋＷ以上の可搬形発電機の定期点検整備をしたことを証する証票のことをいう。（以下、証票という）

(2)　点検事業者

可搬形発電機の定期点検事業を本規則に則り行う事業者のことで、本協会認定の可発整備技術者資格を持つ従業員が居る事が条件となる。

(3)　資格証

本協会が可発規程にある可発整備技術者資格試験に合格し、本協会本部に可発整備技術者として登録された者に本協会発行の「合格証」と共に発行するものである。

（可発整備技術者の業務）

第３条　可発整備技術者は、本協会が定める可搬形発電機の定期点検記録表（以下、記録表という）にある点検項目、検査基準に従い、1年に1回定期点検整備を行うものとする。

2.　可発整備技術者は、前項の記録表に基づき1年に1回定期点検整備を実施し、可搬形発電機の安全の確保及び性能品質維持の証として証票を貼付するものとする。

3.　可発整備技術者は、可搬形発電機の品質維持向上のため定期点検の質的向上を図り、定期点検の普及促進に努めるものとする。

（可発整備技術者の責務）

第４条　可発整備技術者は、本協会の信用を傷つけ、または可発整備技術者の不名誉となるような行為をしてはならない。

2.　可発整備技術者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。

3.　可発整備技術者は、常に関連法令の精通に務めると共に、整備・点検技術の向上を図るため努力しなければならない。

（点検事業者の遵守事項）

第５条　点検事業者は、第３条に定める可発整備技術者が適正に業務を遂行するため本規則を遵守しなければならない。

2. 点検事業者は、可発整備技術者が実施する点検業務の管理責任を負うと共に、適正な記録表の管理、証票の管理を行わなければならない。
3. 点検事業者は、前項の管理を適正に行うために協会から購入し払い出しをした証票を「証票管理台帳」にて管理しなければならない。
4. 点検事業者は、前項の管理を適正に行うために可発整備技術者が実施した協会から入手した定期点検済の記録表を「定期点検記録簿」にて管理しなければならない。
5. 「証票管理台帳」および「定期点検記録簿」は記載の日から３年間保管しなければならない。
6. 点検事業者は本条の遵守事項を管理するための「可発管理責任者」を任命するものとする。可発管理責任者は点検事業者に代わり本協会の窓口となり、可発整備技術者が適正に業務が遂行できるよう管理するものとする。

（可発整備技術者の遵守事項）

第６条　可発整備技術者は、第３条に定める業務を適正に遂行するため本規則を遵守しなければならない。

2. 可発整備技術者は、本協会指定の記録表にて定期点検を実施し、本協会発行の証票を貼付しなければならない。
3. 可発整備技術者は、その業務に従事するときは、資格証を携帯しなければならない。資格証は、他人に譲渡または貸与してはならない。

（業務監査）

第７条　本協会は、点検事業者および可発整備技術者が本規則に則り適正に業務を実施し、証票、記録表等が「証票管理台帳」および「定期点検記録簿」にて３年間保管管理されていることを確認するため、必要に応じて点検事業者に業務監査を実施することができる。

（資格の取り消し）

第８条　可発整備技術者が本規則に著しく違反した行為があったと認められた場合には、可発規程第１３条により資格登録を取消し、資格証の返納を命じることができる。

（点検対象の可搬形発電機）

第９条　本規則に定める定期点検ができる対象の可搬形発電機は、点検事業者が所有もしくは保有している可搬形発電機であって、点検事業者の整備工場内での点検整備を原則とする。

2. 前項の検査対象となる可搬形発電機以外であっても、可発整備技術者による定期点検の実施、証票の貼付ができるものとする。但し、点検事業者の整備工場に持ち込むことを原則とする。

3.　やむを得ない事由により、点検事業者の整備工場で定期点検整備ができない場合、可発整備技術者は当該可搬形発電機の設置されている場所で年次点検と負荷試験を実施し記録表に記録しなければならない。

（証票の取扱い）

第１０条　可発整備技術者が実施する第３条の業務に必要な記録表と証票の取扱いについては以下のとおりとする。

2.　点検事業者は翌年分の当該定期点検必要台数分の証票及び記録表を協会本部のホームページから発注するものとする。ただし、別途本協会の通知する日以降、本協会は記録表の販売を終了し、点検事業者は、本協会の通知する方法によって記録表を入手するものとする。

3.　証票及び記録表の頒布価格、送料については、別表１によるものとする。

4.　証票及び記録表の運用にあたっては、別にある「取扱い要領」によるものとする。

5.　証票は、他に譲渡もしくは流用してはならない。

（生産物賠償責任保険）

第１１条　本協会は、可発整備技術者が証票を貼付した可搬形発電機がその点検、整備、補修等の不備、不良及び表示ミス等によって起こった事故による検査事業者が負う法律上の賠償責任を補償するために「生産物賠償責任保険」を無償にて付保する。

但し、本保険は当協会会員に限定したものである。

2.　協会会員は、前項の事故が発生し賠償責任を請求された際には速やかに当協会本部に通知し、必要な処置をするものとする。

3.　前項の補償内容については、別表２によるものとする。

（定めのない事項）

第１２条　この規則並びに取扱い要領に定めのない運営上必要となる事項については、可発部会において審議決議し実施することができるものとする。

（規則の改正）

第１３条　この規則の改正は、可発部会の議を経て行うものとする。

附　則

この規則は、２０２１年１０月１５日から施行する。

附　則

この規則は、２０２３年１０月１４日から施行する。

附　則

この規則は、２０２６年１０月２３日から施行する。

別表１

可搬形発電機定期点検・証票取扱い規則第１０条に示す頒布価格、
送料は以下のとおりである。

帳票ステッカー価格（円、消費税込み）

	会　　員	登録業者	非会員
定期点検済証票	４４０円	３３０円	1,３２０円
定期点検記録表（A） （月例・年次点検）	６６０円	５５０円	1,９８０円
定期点検記録表（B） （負荷特性試験・漏電遮断器検査）	６６０円	５５０円	1,９８０円
定期点検記録表（A）（B） 各１冊ずつのセット	９９０円	７７０円	2,９７０円

帳票ステッカー送料（円、消費税込み）

	注文数	
定期点検済証票	３００枚まで	３０１枚から
	１１０円	1,１００円

定期点検記録表	5冊まで	6冊から
	１１０円	1,１００円

別表２

可搬形発電機定期点検・証票取扱い規則第１１条に示す補償内容は以下のとおりである。

	補償内容	免責額
対人賠償	１名につき、　　３,０００万円 １事故につき、　６,０００万円 （総保険金額　　６,０００万円）	１０万円
対物賠償	１事故につき、　１００万円 （総保険金額　　１０，０００万円）	１０万円

但し、本補償制度は第１１条に示す協会会員に限定したものである。